

TOPICS

市街化調整区域における地区計画制度の運用基準（案）への意見募集

10月1日～31日
パブリックコメント
実施中

市では、市街化調整区域における地区計画制度の運用及び地区計画の作成に関し必要な事項を定める「長浜市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準（案）」を作成しましたので、ご意見をお聞かせください。

どうして基準を設定するの

都市計画法の改正により、本年11月30日から市街化調整区域で大規模な開発等を行う場合は、地区計画*が決められていないと開発許可の対象にならなくなります。そのため、地区計画の運用に関するルールを統一し、市街化調整区域での秩序ある土地利用を図るために基準を作っています。

※地区計画とは

住民の生活に身近な地区（地域）を単位として道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、住民の意見を十分反映させながら、行政や地域（組合）、民間が地区の特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画です。



地区計画によりいろいろなルールが定められている
細江町の「みずべの里」

どんな基準があるの

今回の運用基準（案）は、地域の特性等を考慮し、既存集落型、宅地活用継続型、郊外住宅型、沿道型・駅近接型、沿道型（非住居系）、大規模開発型（住居系）と（非住居系）の7つの類型に分け、区域面積の範囲や区域が接する道路、建築物等の用途や高さなどを具体的に決めました。

具体的に定めたもの

区域面積の範囲	区域が接する道路
土地利用方針	建築物等の用途の制限
容積率の最高限度	建坪率の最高限度
敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限
建築物の高さの最高限度	建築物の階数の最高限度
日影規制・北側斜線	垣または柵の構造の制限
建築物の形態または意匠の制限	

【既存集落型の場合（主な項目）】

0.5ha～20haの範囲が対象

建築物の高さは10mまで
垣根は生け垣が原則



壁面は道路や隣の境界から
1m以上離れる

接する道路は6m以上必要

意見の募集期間 平成19年10月1日（月）～31日（水）

参考資料の配置場所 市役所本館2階の都市計画課と1階の市政情報コーナー、各支所産業建設課
※参考資料は市のホームページでもご覧になれます。 <http://www.city.nagahama.shiga.jp>

意見の提出方法 定まった様式はありませんが、住所、氏名、連絡先電話番号を明記の上、次のいずれかで提出してください。

○直接または郵送：〒526-8501長浜市高田町12番34号 長浜市都市建設部都市計画課
○FAX：0749-65-6540、○Eメール：toshikei@city.nagahama.shiga.jp

意見の提出先 市都市計画課

お問合せは、市都市計画課開発指導グループ(☎6541)へ。

TOPICS

市長と語る市民懇談会

道州制と1市6町合併について

今までの経過

懇談会にご参加を
今、地方自治の仕組みがダイナミックに変わりつつあり、自己決定・自己責任に基本をおく地方分権の時代へと突入しつつあります。
なかでも、道州制の導入に伴い、基礎自治体においても、大幅に専門的・技術的能力の向上が求められるようになるなど、中・長期的な視点から、持続可能な地域づくりの展開をめざしていかなければなりません。

こうしたなか、本市では、地方分権など地方自治体を取り巻く状況の変化や国・県の動向、6町からの申し入れ内容などを紹介するなかで、湖北1市6町の合併など、今後の市政運営について、市民の皆さんと率直な意見交換をさせていただくため、「市長と語る市民懇談会」を開催します。市からは市長、副市長、関係部長が出席します。日時、場所は次のとおりです。事前の申し込みは不要ですので、お気軽にお越しください。

開催日程（時間はすべて19:30～21:00）

開催日	開催場所
10月10日（水）	六荘公民館 1階ホール
10月11日（木）	びわ文化学習センター 2階サークル活動室
10月16日（火）	長浜公民館 2階2号室
10月18日（木）	浅井支所 3階大会議室
10月19日（金）	南郷里公民館 2階ホール
10月30日（火）	神照公民館 2階ホール
11月6日（火）	西黒田公民館 2階ホール
11月7日（水）	北郷里公民館 2階講習室（ホール）
11月8日（木）	神田公民館 2階集会室
11月13日（火）	養蚕の館 1階多目的ホール

8月13日（月）に、東浅井郡と伊香郡の6町長から「湖北地域での新しい地域づくり」に関する申し入れがありました。（概要は下記のとおり）
それを受けて川島市長は、「申し入れの趣旨は、地方分権改革が進展するなか、新しい時代に対応した湖北地域を創造していく」というものであり、これまでに申しあげてきた「湖北は一つ」との方向へつなげていく私の思いとも、軌を一にしたものである。今後は、市議会のみならず十分にご相談させていただくとともに、市民のみなさんにお伝えしていかなければならないと考えております。一方、道州制の議論が活発になることを考えると、米原市とも十分な連携を図っていくことも大切だと考えています。」というコメントを出しました。

お問合せは、企画調整課(☎6505)へ。

【推進手法】

○近畿・中京・北陸の3圏域の対流の中核を担うにふさわしい都市を構築するため、1市6町が合併

○近畿圏・滋賀県の北の端という発想から、中京・北陸の玄関口という発想から、中国・韓国、ロシアとの大陸との交易・交流の飛躍的な進展も視野に入れた、中京・北陸両圏との交流を積極的展開

○地域の一体性のみならず、各地域（旧7市町・北都7星）の持つ特色を生かし、その輝きを失わせることなく、地域主権に立脚し、協働により自立したまとまりのある重層的な自治の仕組みを構築

○以上により、大津（南部）とは質的に異なる県下第2の新たな都市「北都」を形成

【目指すべき都市像】

○「生涯安心・安全の都市」
人々が地域を大切に、「結」に代表される力強い相互扶助精神に支えられたコミュニティ、市民活動団体等の協働による、安心して子供を産み育て、子どもから高齢者までが心豊かな暮らしを送ることができる生涯安心・安全の都市を構築

○「産業・観光の都市」
琵琶湖環境と北陸自動車道など広域交通網を骨格とし、企業集積、湖北工コミュニティ・ピアム構想や湖北田園空間整備構想などのさらなる進展により、湖北が一体となり、米原市と連携するなかで、近畿・中京・北陸の3圏域を結節する産業・観光の都市を形成

○「人間性回復の都市」
豊かな自然と近畿・中京・北陸の歴史・文化が融合し形成された、伝統的な湖北の資源を活用し、新たな対流の中核となることにより、人と自然と歴史と文化が織り成す、人間性回復の都市を創造

【理念】

○湖北を近畿・中京・北陸の3圏域の人間性回復の対流の中核を担う地域として位置づけ、これまでの歴史・文化や産業などの蓄積をベースに、新たな価値を創造

○これまでの「量」の追求中心の考え方を、現在ある地域の資源に新たな価値を付加することにより、将来の展望を切り開く、「質」中心の成果を追求する考えに軸足を転換

豊かな自然と懐深い歴史と文化に立脚し、輝きと風格のある地域づくりをめざして
近畿・中京・北陸3圏域の価値対流する滋賀の新しい「北都」